

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年7月20日(木) 午前10時05分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

2番	村田正己
3番	山本喜八郎
4番	中西義晴
5番	吉川敏彦
6番	上田幸子
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	小寺均
10番	西村裕
11番	南和弘
12番	松村敏彦
13番	林勉
14番	田口洋輔

4. 欠席委員 1番 藪内義成

5. 会議録署名委員

2番	村田正己
4番	中西義晴

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	中 村 秀 夫
産業課	三 村 明 生

7. 議 事

議案第1号	久御山町農業委員会会長の互選について
議案第2号	久御山町農業委員会会長職務代理者の互選について
議案第3号	久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第4号	久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第5号	久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第6号	久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第7号	久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第8号	久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ただいまから久御山町農業委員会委員任命書交付式を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。なお、本日、藪内委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、各委員に対しまして、信貴町長から「任命書」、「身分証」及び「農業委員章」をお渡しします。

よろしく申し上げます。

～ 各委員に町長から手渡し ～

(事務局長)

ありがとうございました。

それでは、今期最初の総会となりますので、信貴町長からご挨拶をお願いします。

(信貴町長)

～ あいさつ ～

(事務局長)

ありがとうございました。

本日は、農政に関係する部署であります事業建設部から事業建設部長及び産業課長にご出席いただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

事業建設部の「高田部長」です。

産業課の「中務課長」です。

信貴町長、高田部長、中務課長は、この後、公務がございしますので、ここで退席されます。

～ 町長、部長、課長退席 ～

(事務局長)

申し遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます事務局長の武田でございます。よろしく申し上げます。

お茶は入口の方にご用意しておりますので、各自、

(事務局長)

随時お飲みください。また、喫煙は中央公民館前又は会計課前に灰皿がございますので、そちらで喫煙をお願いします。

最初に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思います。

①次第、②議案書、③参考資料（法令集）、④全員協議会次第、⑤銀行口座等確認書、⑥マイナンバー制度開始に伴う個人番号関係書類の提出について、⑦農業委員会活動記録簿、⑧被服等貸与届書、⑨農業委員会研修資料、⑩久御山町地図、⑪農業委員会だより、⑫農業委員会手帳、⑬農業委員会研修テキスト1～3、⑭農業委員・推進委員活動マニュアル、⑮農業委員会業務必携でございます。

資料の漏れはございませんでしょうか。

それでは、平成29年久御山町農業委員会臨時総会に入らせていただきます。

本日は、最初の総会でありますので、新しい会長が選出されるまでの間、久御山町農業委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、本日ご出席いただいております委員の中から、一番年長の山本委員を臨時会長に指名させていただきます。

山本委員、よろしく願いいたします。

(臨時会長)

規定に基づき、指名を受けました山本でございます。新しい会長が選出されるまでの間、臨時会長の職責を努めさせていただきたいと思いますので、委員各位のご協力をよろしくをお願いします。

それでは、平成29年久御山町農業委員会臨時総会を開会します。

本日は、最初の総会でありますので、各委員から自己紹介をお願いします。

まず、私は「城西土地改良区」から推薦を受け任命されました山本喜八郎でございます。よろしくをお願いします。

それでは、私から見て左側の席から、順にお願いしたいと

- (臨時会長) 思います。
村田委員から順次お願いいたします。
- (各委員) ～ 各委員自己紹介 ～
- (臨時会長) ありがとうございます。それでは、次に事務局体制について紹介してください。
- (事務局長) 農業委員会事務局の職員を紹介します。
最初に私が事務局長の武田隆弘でございます。
事務局員の田口雄基でございます。
事務局員の中村秀夫でございます。
事務局・臨時職員の三村明生でございます。以上、4名体制で事務局を勤めさせていただいておりますので、よろしく
お願いいたします。
- (臨時会長) 本日、お集まりの方の紹介を終えたところで、ただいま、
農業委員は14名中13名が出席で、定足数である過半数に
達していますので、本日の農業委員会臨時総会は成立してい
ますことをお伝えいたします。
それでは、まず、最初に委員の仮議席の指定を行います。
議席の指定は久御山町農業委員会会議規則第6条の規定によ
り「議席は会長が定める」となっておりますので発表します。
- (●●委員) 名簿の一覧表は、ついてないの。
- (臨時会長) 準備は、されてないようです。申し訳ございませんけど。

委員の仮議席ですが、今、お座りいただいている席を仮議
席とさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議事に入る前に、本日の総会の議事録署名委員を指名しま
す。署名については久御山町農業委員会会議規則第22条第2
項により、会長及び会長が指名した2人の出席委員が署名押

(臨時会長) 印しなければならぬとありますので、順番ということで、2番村田委員、4番中西委員を指名しますのでよろしく願いします。なお、議事録は、事務局が作成しますので、確認の上、署名押印をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「久御山町農業委員会会長の互選について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

(事務局) 議案第1号について議案書1ページをご覧ください。

議案書といいますのは、横長の紙の平成29年久御山町農業委員会臨時総会と書かれた左方にホッチキスが留められた資料をご覧ください。こちら、1枚めくっていただきましたら、1ページ議案第1号久御山町農業委員会会長の互選についてというような内容でございます。農業委員会等に関する法律第5条第2項及び久御山町農業委員会規程第2条第1項の規定により、会長は、委員が互選した者をもって充てることになっております。任期につきましては、委員の任期である平成29年7月20日から平成32年7月19日です。それでは、臨時会長よろしく願いします。

(臨時会長) 議案第1号の説明が終わりました。会長選出については、慣例に従い、選考委員による方法での選出をいたしたいと思いますがいかがでしょうか。お諮りいたします。

(各委員) ～ 異議なしの声 ～

(臨時会長) ありがとうございます。ただいま、異議なしの声をいただきましたので、それでは、選考委員会を設けて選考を行いたいと思います。

なお、選考委員の人数は4名とし、農業委員のご経験のある方から、私が指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。お諮りいたします。

(各委員) ～ 異議なしの声 ～

(臨時会長) ありがとうございます。それでは、選考委員の4名を指名いたします。お名前をお呼びいたします。7番田中委員、10番西村委員、13番林勉委員、3番私山本、以上の4名を選考委員に指名いたします。

選考委員は別室にお集まりください。

なお、選考委員会開催の間、暫時休憩といたします。

(●●委員) あのやっぱり、名簿を出してくれな。その中から互選するねんから名簿が出てへんておかしいで。

(事務局長) 申し訳ございません。

(臨時会長) 暫時休憩の間に名簿も準備させていただきたいと思えます。よろしく願います。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時44分 会議再開)

(臨時会長) それでは、ただいまから総会を再開いたします。選考委員を代表していただき、林勉委員から結果を報告願います。

(林勉委員) 選考委員4名により慎重に審議を行い、久御山町農業委員会会長に田中壽嗣氏を選考いたしましたので、ご報告します。

(臨時会長) それでは、ただいまご報告のありましたとおり、久御山町農業委員会会長を田中壽嗣氏にお願いすることについて、異議ありませんか。

(各委員) ～ 異議なしの声 ～

(臨時会長) 全員異議なしと認めます。よって、久御山町農業委員会会長に田中壽嗣氏が決定承認されました。それでは、田中会長

- (臨時会長) から就任のごあいさつをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- (会長) ～ 就任のあいさつ（議席から行う。） ～
- (臨時会長) それでは、新しい会長が選ばれましたので、臨時会長としての職責を終了させていただきたいと思います。
各委員のご協力に対し感謝いたしまして降壇のあいさつといたします。ありがとうございました。
- ～ 臨時会長降壇、新会長壇上 ～
- (事務局長) 山本臨時会長ありがとうございました。
田中会長、席の移動をお願いします。
- (会長) はじめに、委員の議席の指定を行います。
議席の指定は久御山町農業委員会会議規則第6条の規定により「議席は会長が定める」となっておりますので発表させていただきます。
委員の議席ですが、今、お座りいただいている席を議席とさせていただきますと思います。
よろしくお願ひします。
それでは、次に議案第2号「久御山町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。
- (事務局) 議案第2号について議案書2ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第5条第5項及び久御山町農業委員会規程第3条の規定により、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理することになっております。任期につきましては、委員の任期である平成29年7月20日から平成32年7月19日です。それでは、会長よろしくお願ひします。

(会長) 議案第2号の説明が終わりました。会長職務代理者の選出については、慣例に従い、先ほどの会長選出と同じく選考委員会を設けて行いたいと思います。

選考委員についても議案第1号での選考委員4名が引き続き行うこととしてはどうかと思いますが、ご異議ございませんか。お諮りいたします。

(各委員) ～ 異議なしの声 ～

(会長) それでは、異議なしの声をいただきましたので、3番山本委員、10番西村委員、13番林勉委員、7番私田中、以上の4名を選考委員に指名いたします。選考委員は別室にお集まりください。なお、選考委員会開催の間、暫時休憩といたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時2分 会議再開)

(会長) それでは、ただいまから総会を再開いたします。選考委員を代表していただき、山本委員から結果を報告願います。

(山本委員) 選考委員4名により慎重に審議を行い、久御山町農業委員会会長職務代理者に西村裕氏を選考いたしましたので、ご報告します。

(会長) それでは、ただいまご報告のありましたとおり、久御山町農業委員会会長職務代理者を西村裕氏にお願いすることについて、異議ありませんか。

(各委員) ～ 異議なしの声 ～

(会長) 全員異議なしと認めます。よって、久御山町農業委員会会

(会長) 長職務代理者に西村裕氏が決定承認されました。それでは、西村会長職務代理者から就任のごあいさつをお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(職務代理者) ～ 就任のあいさつ（議席から行う。） ～

(会長) どうもありがとうございました。西村委員、今後どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

ここで、今後の議事の関係で打ち合わせをしたく思いますので、総会を暫時休憩とさせていただきます。

(午前 11 時 5 分 休憩)

(午前 11 時 7 分 会議再開)

(会長) それでは、ただいまから総会を再開いたします。

職務代理者が決定し、私の横の席への変更を求めます。議席の指定は久御山町農業委員会会議規則第 6 条の規定により「議席は会長が定める」となっておりますので、私の横の職務代理者席の方へ移動いただいたところでございます。それにあわせまして、小寺委員と内田裕夫委員につきましても、それぞれ席が変わっていることを皆様に報告させていただきます。

これから審議していただく議案第 3 号から第 8 号「久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、関連する内容ですので、一括議題とさせていただきたいと思います。それでは事務局、説明をお願いします。

(事務局) 議案第 3 号「久御山町農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございますが、議案書 3 ページから 4 ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員は、平成 28 年 4 月に施行された改正農業委員会等に関する法律により新設された委員で、農業委員会が委嘱することとなっております。主に合議体として意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域にお

(事務局)

ける農地利用の最適化の推進のための現場活動を行うこととなっております。ただし、本町においては、推進委員の定数が6名となっており、推進委員のみで現場活動を行うことは困難でありますので、農業委員の皆様にも現場活動を行っていただく必要があります。このため本町では、両委員の報酬額を同一とし、両委員とも、総会への出席や農地パトロール等の現場活動を同じように実施していただくこととなっております。ただし、法律上、推進委員は採決に加われないこととなっておりますが、総会での発言は認められているため、農業委員の皆様におかれましては、推進委員の意見を十分に考慮した上で、採決を行っていただきたいと考えております。また、推進委員の担当区域については、町内を第1区、第2区、第3区と3つの区域に分けて設定しており、それぞれ2人ずつ合計6名を委嘱することとなっております。なお、任期は農業委員と同様に平成29年7月20日から平成32年7月19日となっております。

それでは、1人目の推進委員でございますが、議案書3ページに記載のとおりです。中島の南秀和推進委員におかれましては、担当区域は第1区となっております。第1区は、大橋辺、北川顔、藤和田、島田、坊之池、中島が担当となっております。なお、主な経歴については、議案書4ページに記載のとおりです。

続きまして、議案第4号について議案書5ページから6ページをご覧ください。2人目の推進委員につきましては、議案書5ページに記載のとおりです。田井の林吉一推進委員におかれましては、担当区域は第3区となっております。第3区は、佐山、佐古、林、市田、田井、下津屋、栄が担当となっております。なお、主な経歴については、議案書6ページに記載のとおりです。

続きまして、議案第5号について議案書7ページから8ページをご覧ください。3人目の推進委員につきましては、議案書7ページに記載のとおりです。島田の曾東竹司推進委員におかれましては、担当区域は第1区となっております。なお、主な経歴については、議案書8ページに記載のとおりで

(事務局)

す。

続きまして、議案第6号について議案書9ページから10ページをご覧ください。4人目の推進委員につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。市田の茨木清推進委員におかれましては、担当区域は第3区となっております。なお、主な経歴については、議案書10ページに記載のとおりです。

続きまして、議案第7号について議案書11ページから12ページをご覧ください。5人目の推進委員につきましては、議案書11ページに記載のとおりです。東一口の内田孝司推進委員におかれましては、担当区域は第2区となっております。第2区は、西一口、東一口、相島、森、野村が担当となっております。なお、主な経歴については、議案書12ページに記載のとおりです。

続きまして、議案第8号について議案書13ページから14ページをご覧ください。6人目の推進委員につきましては、議案書13ページに記載のとおりです。森の小森保豊推進委員におかれましては、担当区域は第2区となっております。なお、主な経歴については、議案書14ページに記載のとおりです。それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号から第8号の説明が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(各委員)

～ 異議なしの声 ～

(会長)

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号から第8号の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定しましたので、当該6名を久御山町農地利用最適化推進委員に委嘱することとし、委嘱書の交付を行います。

(会長)

これで、予定しておりました議案は、終わりましたので、昼休憩に入りたいと思います。

なお、午後1時30分から農地利用最適化推進委員委嘱書の交付式を開催いたしますので、ご参集ください。

また、引き続き全員協議会も行いますので、よろしく願いいたします。

～ 解散 ～

午前11時12分 終了